

平成 30 年 9 月実施
東京都災害用井戸に関するアンケート調査
報告書

小平市・市民活動支援センター登録団体
小平井戸の会
代表 金子 尚史

1. アンケートの目的

小平市と市議会に対し、今よりも効果のある震災対策用井戸の制度を提言することを目的に、東京都の自治体を対象に災害用井戸に係わる施策を調査する。得られた結果は災害用井戸の普及のために、メディアや SNS、防災展などを通じて都民にも発信していく。

2. アンケートの実施

- ・ 調査対象を都内 23 区と多摩 26 市の防災担当部署とした。
- ・ アンケート用紙は平成 30 年 9 月 5 日に対象自治体宛にメールで配信した。
- ・ 同年 11 月末日までに全ての自治体から回答を得ることができた。

3. ご協力頂いた自治体と担当部署名

4. アンケートの集計結果

5. 添付資料：

表-1	東京 23 区の災害用井戸の数
表-2	多摩 26 市の災害用井戸の数
付記	アンケート回答詳細文

6. 参考資料：

(出典) 『平成 28 年度区市町村防災事業の現況』(東京都総務局総合防災部)

参考-1	応急給水(その 3)非常災害用井戸 (-区-)
参考-2	応急給水(その 3)非常災害用井戸 (-市-)

3. アンケートにご協力頂いた自治体と担当部署名

(2018年9月現在)

区部	担当部署名	市部	担当部署名
千代田	政策経営部災害対策・危機管理課	八王子	水循環部 水環境整備課 水管理担当
中央区	総務部防災課防災係	立川	市民生活部防災課防災係
港	防災危機管理室防災課防災係	武蔵野	防災安全部 防災課 消防防災係
新宿	危機管理担当部危機管理課地域防災係	三鷹	総務部 防災課
文京	総務部防災課	青梅	生活安全部防災課 防災係
台東	危機管理室 危機・災害対策課	府中	行政管理部防災危機管理課災害対策係
墨田	都市計画部危機管理担当防災課	昭島	総務部 防災課防災係
江東	総務部危機管理室防災課	調布	総務部総合防災安全課防災係
品川	防災まちづくり部防災課計画係	町田	防災安全部防災課
目黒	危機管理室防災課	小金井	総務部地域安全課防災消防係
大田	総務部防災危機管理課管理担当	小平	総務部防災危機管理課
世田谷	危機管理室災害対策課災害対策担当	日野	総務部 防災安全課 防災係
渋谷	危機管理対策部 防災課 災害対策推進係	東村山	環境安全部防災安全課
中野	都市基盤部防災分野災害対策担当	国分寺	総務部 防災安全課 防災まちづくり係
杉並	危機管理室防災課	国立	行政管理部防災安全課防災・消防係
豊島	総務部防災危機管理課	福生	総務部安全安心まちづくり課防災係
北	危機管理室 防災課防災普及係	狛江	総務部 安心安全課 防災防犯係
荒川	区民生活部防災課防災管理係	東大和	総務部防災安全課災害・防犯係
板橋	危機管理室地域防災支援課地域防災グループ	清瀬	総務部 防災防犯課
練馬	危機管理室災害計画課防災施設係	東久留米	環境安全部防災防犯課防災防犯担当
足立	危機管理部災害対策課	武蔵村山	総務部 防災安全課 災害対策係
葛飾	地域振興部 地域防災課 自助・共助係	多摩	総務部防災安全課防災担当
江戸川	危機管理室 地域防災課 防災係	稲城	消防本部稲城消防署防災課防災係
ご協力頂いた担当者各位に 厚く御礼申し上げます		羽村	市民生活部防災安全課
		あきる野	総務部地域防災課防災係
		西東京	危機管理室防災防犯担当

4. アンケートの集計結果

質問 1 : 自治体が所有する公共の災害用井戸について

【1-1】 公共の災害井戸の有無

- ・ 全体で 79.6%の自治体に公共の災害用井戸があった。
- ・ 市部に比較して区部の方が公共の井戸を持つ自治体が多かった。(95.7%)
- ・ 区部において大田以外は全ての自治体で公共の井戸があった。
- ・ 市部では小平を含めて 9 市の自治体で公共の井戸がなかった。

対象	有る	無い
23 区	22 (95.7%)	1 (4.35%)
26 市	17 (65.4%)	9 (34.6%)
(合計)	39 (79.6%)	10 (20.4%)

【1-2】 公共の災害用井戸の設置場所とその数

- ・ 設置場所で最も多かったのは避難所で、次に公園であった。
- ・ 人口比で井戸数の多い自治体の順は
 区部：1.千代田 2.荒川 3.台東 4.中野 4.江戸川
 市部：1.稲城 2.狛江 3.国分寺 4.武蔵野 5.調布
- ・ 上記で最も多い千代田で井戸当たりの人口数は 3,233 人、少ない調布で 8,118 人。
- ・ 詳細については 11~12 ページの **表-1**、**表-2** を参照のこと。

【1-3】 公共の災害用井戸の用途

- ・ 区部では飲料に限定している自治体は板橋、市部では武蔵野、小金井、東久留米、多摩の 4 市であった。
- ・ 飲料と生活用の井戸を別々に所有している自治体は区部で台東、中野、練馬、市部で立川、昭島、稲城の 3 市であった。
- ・ 全体で公共の災害用井戸の用途は 69.2%が生活用であった。
- ・ 区部の 8 自治体、市部の 6 自治体において消火用としても井戸が使われていた。

対象	飲料用	生活用	別々の井戸
22 区	1 (4.5%)	17 (77.3%)	4 (18.2%)
17 市	4 (23.5%)	10 (58.8%)	3 (17.7%)
(合計)	5 (12.8%)	27 (69.3%)	7 (17.9%)

(特記) 「用途」については、当アンケートの設問が分かりずらく、回答者の解釈もまちまちになってしまったため、平成 28 年度に実施された「東京都総務部総合防災部」の調査の用途 (25、26 ページ) に合わせた。

質問 2：民間所有の井戸について

【2-1】 民間所有の災害用井戸の有無

- ・ 83.7%の自治体に民間の井戸を災害用井戸として登録する制度があった。
- ・ 区部に比較して市部の方が民間井戸の制度は普及していた。

対象	有る	無い
23 区	18 (78.3%)	5 (21.7%)
26 市	23 (88.5%)	3 (11.5%)
(合計)	41 (83.7%)	8 (16.3%)

- ・ 自治体の中で民間井戸の制度がない自治体は
区部 = 中央、墨田、江東、品川、江戸川
市部 = 青梅、府中、福生

【2-2】 民間の災害用井戸の制度がない理由

- ・ 公共用井戸で足りているため（中央、江戸川）
- ・ 地下水くみ上げによる地盤沈下が激しかった経緯があるため（江東）
- ・ 防災兼用農業用井戸の整備を進めているため（府中）
- ・ 土地売却等に伴う取り壊しなどで継続性に課題が残る（福生）
- ・ 詳細については 付記 の 13 ページを参照のこと。

【2-3】 自治体と井戸所有者との契約文書

- ・ 契約文書で最も多かったのは協定書で全体の 41.5%であった。
- ・ 小平市の場合は承諾書であった。
- ・ 契約文書の内訳は（合計：41 件）
契約書：1 件 覚書：8 件 協定書：17 件 申請書：3 件
承諾書：6 件 指定書：1 件 登録書：1 件 その他：4 件

【2-4】 災害用井戸に登録する条件

- ・ 手押しポンプであること（新宿、目黒、豊島、板橋）
- ・ 詳細については 付記 の 13 ページ参照のこと。

【2-5】 災害用の民間井戸の数

- ・ 民間井戸の大多数は個人所有の井戸であった。
- ・ 区部では千代田、港、大田、荒川、板橋、練馬に企業の所有する井戸があった。
- ・ 市部では八王子、昭島、調布、町田、小金井、狛江、西東京に企業と病院の井戸があった。
- ・ 人口比で民間井戸数の多い自治体の順は
区部：1.世田谷 2.中野 3. 豊島 4.練馬 5.杉並

市部：1.羽村 2.昭島 3.西東京 4.狛江 5.武蔵村山

- ・ 上記で最も井戸の多い世田谷で井戸当たりの人口数は 658 人、井戸の少ない武蔵村山で 1,592 人だった。
- ・ 詳細については 11~12 ページの 表-1、表-2 を参照のこと。

【2-6】 災害用の民間井戸の用途

- ・ 区部では飲料に限定している自治体は港区、市部では小金井、小平、多摩、稲城の 4 市であった。
- ・ 飲料と生活用井戸を別々に所有している自治体は区部では台東、中野、板橋、練馬、市部では清瀬、東久留米の 2 市であった。
- ・ 民間井戸の用途として全体では 70.7%が生活専用であった。
- ・ 区部の 7 自治体、市部の 4 自治体において消火用としても井戸が使われていた。

対象	飲料用	生活用	別々の井戸
18 区	1 (5.5%)	13 (72.2%)	4 (22.2%)
23 市	4 (17.4%)	17 (73.9%)	2 (8.7%)
(合計)	5 (12.2%)	30 (73.2%)	6 (14.6%)

(特記) 「用途」については、当アンケートの設問が分かりずらく、回答者の解釈もまちまちになってしまったため、平成 28 年度に実施された「東京都総務部総合防災部」の調査の用途 (25、26 ページ) に合わせた。

質問 3：災害用井戸の助成制度について

【3-1】 助成制度の有無

- ・ 区市ともに約半数弱の自治体に何らかの助成金制度があった。
- ・ 水質検査を義務付けている自治体における検査費用は助成の対象外とした。

対象	有る	無い
18 区	8 (44.4%)	10 (55.6%)
23 市	10 (43.5%)	13 (56.5%)
(合計)	18 (43.9%)	23 (56.1%)

【3-2】 助成金の内容

1. 年間の謝礼金について

- ・ 区部で謝礼金のある自治体はなかった。
- ・ 市部において謝礼金のある自治体は次の 6 市であった。(年額)
 三鷹 (8,000 円)、小金井市(5,000 円)、小平(2,500 円)、東大和(5,000 円)
 東久留米 (飲料：8,000 円 生活：3,000 円)、武蔵村山 (3,000 円)、
 西東京 (3,300 円)

2. 初期設置費用について

- ・ 杉並 = 年度内 1 回 1 井戸のみ 5 万円を限度に費用の 1/2 を補助する。
- ・ 東村山 = 手押しポンプのみ助成がある。
- ・ その他の自治体においては初期設置費用の助成制度はなかった。

3. 修理費用について

- ・ 千代田 = 手押し式ポンプの補修工事費のみ。
- ・ 新宿 = 手押しポンプ部分の修繕のみ。水位低下による掘削、配管取替工事は対象外。
- ・ 目黒 = 上限額 4 万円（費用の 1/2）。
- ・ 世田谷 = 上限額 5 万円（費用の 1/2）ポンプの設置又は指定井戸の修理費用。
- ・ 杉並 = 5 万円（費用の 1/2）年度内 1 回のみ（井戸 1 基につき）
- ・ 荒川 = 「助成金交付要綱」と「助成金交付事務実施要領」に記載。
- ・ 練馬 = 手押しポンプの設置代の範囲内（手押しポンプ設置工事費のみ区負担）
- ・ 小金井 = 上限額 5 万円（費用の 1/2）。
- ・ 小平 = 上限額 20 万円（費用の 1/2）。
- ・ 東村山 = 修繕費用の上限はないが、予算の状況による。
- ・ 清瀬 = 全箇所ですべて 10 万円（30 年度）。井戸の揚水装置等が故障した場合、その修理に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で助成する。
- ・ 武蔵村山 = 武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱に基づく。

4. 発電機の貸与について

- ・ 小平のみで他の自治体ではなかった。

5. 手押しポンプに貸与について

- ・ 東村山のみ電動ポンプから手押しポンプに改造する場合に貸与される。

6. その他の助成

- ・ 目黒では電動ポンプを手押しポンプに切り替える場合 7 万円を補助する。
- ・ 水質検査を義務付けている自治体では検査費用は自治体が負担している。

質問 4：災害用井戸のその他の質問

【4-1】水質検査の実施義務について

- ・ 区部では 5 区（港区、江東、世田谷、板橋）のみ水質検査の義務がある。
- ・ 市部では八王子、立川、府中、昭島、東村山、羽村、西東京の 7 自治体に水質検査の義務がなかった。
- ・ 用途を飲料用に限定している井戸においてはいずれも水質検査を義務付けている。

対象	水質検査あり	水質検査なし
23 区	4 (17.4%)	19 (82.6%)
24 市	17 (70.8%)	7 (29.2%)
(合計)	21 (44.7%)	26 (55.3%)

【4-2】 井戸標識の設置（掲示）義務について

- ・ 小平をはじめ約半数の自治体においては井戸標識の設置を義務付けている。

対象	あり	なし
23 区	10 (43.5%)	13 (56.5%)
24 市	15 (62.5%)	9 (37.8%)
(合計)	25 (53.2%)	22 (46.8%)

【4-3】 災害時の井戸の使用規則（ルール）の制定について

- ・ 区市部ともに大半の自治体では井戸の使用ルールは制定されていなかった。
- ・ 使用ルールを制定していると回答した自治体は
区部 = 港、荒川、練馬
市部 = 三鷹、日野、東村山、武蔵村山
- ・ 制定の必要性を認め検討や準備をしている自治体は渋谷、小金井。

対象	あり	なし
23 区	3 (13.0%)	20 (87.0%)
24 市	4 (16.7%)	20 (83.3%)
(合計)	7 (14.9%)	40 (85.1%)

【4-4】 使用ルールの内容について

- ・ 制度があると回答した自治体でも、ルールが使用者のためよりも所有者のための制度であることが理解されていなく、特に参考になる回答はなかった。
- ・ 詳細については 付記 の 16 ページを参照のこと。

【4-5】 使用ルールを制定していない理由について

- ・ 用途を生活用水に限定しているため、多くの人が井戸に押し寄せることは想定していない。
(中野、板橋、八王子、立川、国立)。
- ・ 設備事情が異なり一律のルールを策定することは難しいが、検討する必要性は感じている。
(新宿)
- ・ 対応は井戸所有者にまかせている。(杉並、葛飾、あきる野)
- ・ 利用者を規則で縛ることは考えていない。(小平)
- ・ 詳細については 付記 の 16 ページ参照のこと。

【4-6】 災害時を想定した井戸の使用訓練の実施について

- ・ 1回/年（中央、練馬、江戸川、西東京）、2回/年（清瀬）、15回/年（足立）
1回/月（墨田）、適時（稲城）
- ・ 自主防災組織が消火訓練やマンホールトイレ訓練で実施している。（北、荒川）

対象	あり	なし
23区	7 (30.4%)	16 (69.6%)
24市	3 (12.5%)	21 (87.5%)
(合計)	10 (21.3%)	37 (78.7%)

質問5：井戸の所在地の情報公開について

【5-1】 防災マップの有無について

- ・ 区部市部ともに大半の自治体では用意されている。

対象	あり	なし
23区	22 (95.7%)	1 (4.3%)
26市	23 (88.5%)	3 (11.5%)
(合計)	45 (91.8%)	4 (8.2%)

【5-2】 防災マップの内容について

1. マップ公開の手段

- ・ 国立以外は全ての自治体で紙と電子の両方のマップが用意されていた。

対象	紙媒体だけ	電子媒体だけ	その両方
22区	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)
23市	1 (4.3%)	0 (0.0%)	22 (95.7%)
(合計)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	44 (97.8%)

2. 防災マップ上の井戸マークの表示について

- ・ 区部で井戸マークの表示は7区のみ。（中央、文京、台東、目黒、杉並、豊島、練馬）
- ・ 市部では小平をはじめとする68.2%の自治体で表示されていた。

対象	あり	なし
22区	7 (31.8%)	15 (68.2%)
23市	15 (65.2%)	8 (34.8%)
(合計)	22 (48.9%)	23 (51.1%)

3. スマホによるナビゲーション機能について

- ・ 区部、市部ともに用意されている自治体は少なかった。
- ・ あった自治体は文京、杉並、北、足立、狛江、清瀬。

対象	あり	なし
22区	4 (18.2%)	18 (81.8%)

23 市	2 (8.7%)	21 (91.3%)
(合計)	6 (13.3%)	39 (86.7%)

【5-3】井戸に関する情報公開について

1. 井戸の所在地（住所）の公開について

- ・ 区部の 81.8%に比べ市部で住所を公開している自治体は 52.2 %と少ない。

対象	している	していない
22 区	18 (81.8%)	4 (18.2%)
23 市	12 (52.2%)	11 (47.8%)
(合計)	30 (66.7%)	15 (33.3%)

2. 井戸所有者の公開について

- ・ 区部、市部ともに大半の自治体では公開していなかった。
- ・ 公開していた自治体は区部では港、文京、江東、品川、大田、葛飾、市部では八王子、東大和、西東京だけであった。

対象	している	していない
22 区	6 (27.3%)	16 (72.7%)
23 市	3 (13.0%)	20 (87.0%)
(合計)	9 (20.0%)	36 (80.0%)

【5-4】情報公開をしない理由について

- ・ 公開しない理由としては個人情報であることが最も多かった。
- ・ 協定締結者の変動が多いことから、平常時の公開は考えていない。（中野）
- ・ 所在地を公開していれば、提供を受けるに支障はないと考えている。（調布）
- ・ 看板の設置及びマップでの概ねの位置の公開にとどめている。（武蔵村山）
- ・ 市民が民間所有者の井戸を広く使用することを想定していないため。（多摩）
- ・ 詳細については 付記 18 ページを参照のこと。

質問 6 その他の質問

【6-1】マンホールトイレの有無について

- ・ 区部市部ともに持たない自治体は少ない。

対象	ある	ない
23 区	21 (91.3%)	2 (8.7%)
26 市	24 (92.3%)	2 (7.7%)
(合計)	45 (91.8%)	4 (8.2%)

【6-2】マンホールトイレ使用後の汚物を流し水について（複数選択可）

- ・ 多くの自治体ではプール水を使っていたが、プール水を使わない自治体もあった。

対象	プール水	井戸水	水道水	雨水	用水
区部	18	20	9	8	5
市部	20	12	13	5	6
(合計)	37	31	21	12	11

【6-3】 災害用井戸以外の管内に存在する井戸数の把握について

- ・ 区部で把握していた自治体。(台東、世田谷、荒川、足立、江戸川)
- ・ 市部で把握していた自治体。(八王子、調布、町田、清瀬、あきる野)

対象	把握している	把握していない
23区	5 (21.7%)	18 (78.3%)
26市	5 (19.2%)	21 (80.8%)
(合計)	10 (20.4%)	39 (79.6%)

【6-4】 災害時の水の調達についての方針や意見

- ・ 詳細については 付記 19 ページを参照のこと。

— 以上 —

表-1

東京都23区の災害用井戸の数（2018年9月時点）

	公共の井戸数						民間の井戸数						
	避難所	公園	その他	(合計)	人口比	用途	個人	企業	病院	その他	(合計)	人口比	用途
千代田	10	7	2	19	3,233	生活	6	2	0	4	12	5,118	生活
中央区	12	10	3	25	6,299	生活	—	—	—	—	—	—	—
港	1	13	0	14	18,139	生活	0	14	0	0	14	18,139	飲料
新宿	0	2	2	4	85,874	生活	91	0	0	14	105	3,271	生活
文京	0	16	0	16	14,202	生活	97	0	0	0	97	2,343	生活
台東	39	9	0	48	4,234	両方	0	0	0	15	15	13,548	両方
墨田	20	0	0	20	13,226	生活	—	—	—	—	—	—	—
江東	0	5	0	5	102,138	生活	—	—	—	—	—	—	—
品川	1	2	0	3	132,911	生活	—	—	—	—	—	—	—
目黒	33	6	2	41	6,906	生活	152	0	0	18	170	1,666	生活
大田	—	—	—	—	—	—	249	6	0	2	257	2,834	生活
世田谷	7	5	8	20	46,085	生活	1,400	0	0	0	1400	658	生活
渋谷	13	1	1	15	15,333	生活	42	0	0	13	55	4,182	生活
中野	41	21	1	63	5,330	両方	366	0	0	0	366	918	両方
杉並	66	12	22	100	5,757	生活	362	0	0	0	362	1,590	生活
豊島	18	0	0	18	16,553	生活	190	0	0	52	242	1,231	生活
北	0	8	5	13	26,790	両方	104	0	0	0	104	3,349	生活
荒川	8	45	0	53	4,077	生活	3	1	0	1	5	43,220	生活
板橋	0	0	13	13	44,151	飲料	46	4	0	1	51	11,254	両方
練馬	99	2	7	108	6,772	両方	530	4	1	9	544	1,344	両方
足立	0	63	1	64	10,587	生活	155	0	0	12	167	4,057	生活
葛飾	7	3	3	13	34,678	生活	12	0	0	32	44	10,246	生活
江戸川	83	44	0	127	5,438	生活	—	—	—	—	—	—	—

(注記)「用途」欄は平成28年東京都総務部総合防災部の調査に合わせた。

表-2

多摩26市の災害用井戸の数（2018年9月時点）

	公共の井戸数						民間の井戸数						
	避難所	公園	その他	(合計)	人口比	用途	個人	企業	病院	その他	(合計)	人口比	用途
八王子	0	5	0	5	115,381	生活	0	14	3	10	27	21,367	生活
立川	1	0	2	3	59,775	両方	37	0	0	0	37	4,847	生活
武蔵野	18	2	0	20	7,317	飲料	27	0	0	1	28	5,226	生活
三鷹	8	3	1	12	15,863	生活	45	0	0	0	45	4,230	生活
青梅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
府中	0	1	0	1	261,403	生活	—	—	—	—	—	—	—
昭島	0	0	4	4	27,976	両方	83	20	1	5	109	1,027	生活
調布	29	0	0	29	8,118	生活	3	11	0	4	18	13,079	生活
町田	5	1	4	10	43,384	生活	249	9	0	7	265	1,637	生活
小金井	0	0	1	1	123,868	飲料	31	1	0	6	38	3,260	飲料
小平	—	—	—	—	—	—	88	0	0	0	88	2,190	飲料
日野	—	—	—	—	—	—	26	0	0	5	31	6,070	生活
東村山	—	—	—	—	—	—	77	0	0	0	77	1,948	生活
国分寺	0	20	0	20	6,225	生活	0	0	0	2	2	62,247	生活
国立	1	0	0	1	74,647	生活	26	0	0	0	26	2,871	生活
福生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狛江	10	2	2	14	—	生活	69	2	0	1	72	1,144	生活
東大和	—	—	—	—	—	—	19	0	0	0	19	4,457	生活
清瀬	1	2	0	3	25,110	生活	28	0	0	0	28	2,690	両方
東久留米	0	0	1	1	116,328	飲料	43	0	0	0	43	2,705	両方
武蔵村山	—	—	—	—	—	—	45	0	0	0	45	1,592	生活
多摩	1	3	1	5	29,508	飲料	49	0	0	0	49	3,011	飲料
稲城	19	1	0	20	4,514	両方	48	0	0	1	49	1,842	飲料
羽村	—	—	—	—	—	—	118	0	0	2	120	459	生活
あきる野	—	—	—	—	—	—	40	0	0	0	40	2,008	生活
西東京	13	3	0	16	12,629	生活	188	0	1	3	192	1,052	生活

(注記) 「用途」欄は平成28年東京都総務部総合防災部の調査に合わせた。

(【 】内の番号はアンケート上の設問の番号)

【2-2】 民間所有の井戸制度がない理由：

- (中央) 現在、区所有の井戸 25 基で、足りていると考えているため。
- (墨田) 墨田区では民間(個人)所有の井戸を災害用井戸として指定していない。また、公衆浴場については、平成 2 3 年に公衆浴場組合と「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」を締結している。
- (江東) 本区は地下水くみ上げによる地盤沈下が激しかった経緯があり、現状においては防災上、井戸の積極的な活用は想定していない。
- (品川) 災害時の水の確保については別の方法により確保しているため、民間所有の井戸水を活用する必要性が無いと考えているため。
- (江戸川) 避難所となる区立学校、区立公園に防災用井戸の設置を進めているため。
- (府中) 指定制度では無いが、農地の多面的機能発揮に資する取組として防災兼用農業用井戸の整備費の助成を行っており、その条件として災害時には市の求めに応じて当該井戸からの生活用水の提供に協力することを承諾する旨の協定を取り交わしている。
- (福生) かつては災害時に使用することを想定して、水質検査等を実施していたが、土地売却や住居の建替え等に伴う取り壊しなど、設備としての継続性に課題が残るため、福生市では災害用井戸の指定は、制度の導入も含めて現在のところ見送っている。

【2-3】 自治体と井戸所有者との間の取り交わし文書

- (北) 所有者が申出書を提出し、区は「災害時協力井戸指定通知」を交付する。

【2-4】 登録するのに必要な条件：

- (千代田) (1) 所有権の移転を伴わないこと。(2) 手動式ポンプの補修工事に要する経費は、区が負担する。(3) 災害時には、生活用水として近隣住民に提供する。
- (港区) ・屋外にあること ・地震、近隣火災等の災害時に生活用水の取水口を設置できる井戸であること ・消火用取水口、一日あたりの揚水量については区と協議する。
- (新宿) ・使用は災害時のみとし、消防水利及び生活雑用水利として活用すること ・手動式井戸ポンプが常設されており、適正に利用できる状態であること。(電動不可) ・井戸標識を井戸周辺もしくは敷地内に設置できること ・井戸の所在地等を新宿区地域防災計画等で公表できること
- (文京) ①文京区内にあること②日常使用していること③地域住民も使用しやすい場所にあること
- (台東) 浴場組合と協定を結んでいる。
- (目黒) 手動式であること。日常その井戸を使用しており故障していないこと。
- (大田) (1)区内に存する井戸のうち、手動式又は電動式ポンプ等を設置して日常的に使用し

ているものであること。(2)地域住民が利用しやすい場所にあること。(3)災害時において無償で近隣住民に井戸水を提供できるものであること。(4)災害対策その他区長が必要と認める範囲で井戸の所在地等を公表することを了承していること。

(世田谷) ・区内にあること。・現在、井戸として使用していて、今後も引き続き使用を予定しているもの。・災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

(渋谷) 水質検査に合格し、災害時利用可能であること。

(中野) ポンプの設置条件：次の各号の条件を総合的に考慮して決定する。

- (1) 地域の人口、既存の設置場所との距離、他の方法による生活用水確保の可否等の状況から設置の必要性が認められること。
- (2) 災害時において、地域住民への生活用水の供給が容易な場所であること。
- (3) 井戸は、原則として、屋外にあり、深さがおおむね9メートル以内であつて、ポンプの設置が可能であること。
- (4) ポンプを設置しようとする際に、井戸内に一定水量が存在していること。
- (5) 井戸の所有権その他の使用権が明確であること。
- (6) 井戸は当分の間、その本来の目的のために正常な形で維持管理される予定であること。

(杉並) (1) 原則として、屋外にあるもの(2)杉並区公式ホームページ内「すぎナビ」に井戸の場所を掲載する(3)不特定多数の人が、随時使用することのできる状態にあるもの。

(豊島) ・手動式であること。民間所有の井戸については、あくまでも善意（任意）です。かつては、井戸が壊れた場合に、修繕費を出していた経緯があったようです。

(北) ・井戸が北区内にあり、所有者または管理者が隣接地に居住していること。・井戸を日常的に使用していること。・小型消防ポンプを井戸まで搬入できる、または近隣住民が使用しやすい位置にあること。

(板橋) 井戸水を汲み上げるための手動ポンプがあること、他10件

(練馬) <深井戸>：防災井戸として指定し、災害時に円滑な応急給水活動を行うこと。水質検査を行い飲料水として適合であること。

<ミニ防災井戸>：地表面からの深さが約8mで、かつ水深が1mであること。近隣の方などが生活用水として使用できること。屋外にあること。小型消防ポンプを搬送および活動できる空間があること。

(足立) ・井戸所有者が、大地震等の災害時に地域住民に対し生活用水を提供することを承諾した場合。・防災対策のために、井戸の所在地等を公開することを、井戸所有者が承諾した場合。・井戸が日常的に使用されていること。

(八王子) 無償での協力依頼を前提に協定書の締結を行っている。

(立川) 特になし。

(武蔵野) 水質検査(51項目)の実施及び合格

(三鷹) (1) 現在使用しており、今後も引き続いて使用する予定のものであること。(2) 市が必要と認めた場合、生活用水給水所として開設できること。(3) 給水場所が周辺

住民の利用しやすい所にあること。(4) 揚水装置が手動により操作できる構造又は小型発電機に接続して作動する構造であること。(5) 周辺住民に対し震災用井戸の場所を周知するために、当該井戸の所在地及び所有者等の公表並びに給水場所付近への標識設置が可能であること。

(調布) 「調布市災害時協力井戸の登録に関する要綱(添付資料参照)の規定を遵守できること。第3 所有者等の責務等」の規定を遵守できること。

(小金井) ・事前に水質検査をして、飲料水として適しているか。・お宅の壁の目立つところに井戸看板の設置が可能か。・井戸の管理は井戸所有者が行うこと。

(小平) (1)現に使用し、今後も使用する予定のものであること。(2)井戸水が原則として飲料に適するものであること。(3)屋外その他付近住民が使用しやすい場所にあること。

(日野) ・平常時から使用していること。・災害時等に周辺市民に水を提供できること。

(東村山) ①現在使用しており、今後も引続き使用を予定しているものであること。②井戸水が災害時の生活用水に適するものであること。③屋外など付近の市民が使用しやすい場所にあること。

(狛江) 表示板を玄関先に設置していただく。

(清瀬) 井戸並びに非常用電源等の点検を怠らず、適正に維持・管理するよう努めること。

(東久留米) 水質検査の実施。

(武蔵村山) 武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱に基づく。

(多摩) 平素、飲用に使用していること。

(稲城) ①所有者が管理しているものであること。②現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。③原則として井戸水が飲用に適するものであること。④屋外等付近住民が使用しやすい場所にあり、取水できること。

(あきる野) 自主防災組織の推薦

(西東京) ① 現に使用し、今後も使用予定であること② 生活用水として適したものであること
③ 付近の住民が使用しやすい場所であること

【3-2】助成制度の内容 :

(千代田) 3. 手押し式ポンプの補修工事費のみ

(新宿) 3. 手動式井戸ポンプ部分の修繕のみ。水位低下による掘削、配管取替工事は対象外。

(文京) 3. 故障条件により修理を行う。

(目黒) 3. 上限額：40,000円

6. ・電動井戸に手動井戸を併設。・電動井戸を手動井戸に切り替え。
上記の場合、70,000円

(世田谷) 3. 上限額：50,000円 ポンプの設置又は指定井戸の修理費用

6. 水質調査費用(区が負担)

- (杉並) 2. 50,000 円(費用の 2 分の 1) 年度内 1 回のみ(井戸 1 基につき)
3. 50,000 円(費用の 2 分の 1) 年度内 1 回のみ(井戸 1 基につき)
- (荒川) 別紙添付の「助成金交付要綱」と「助成金交付事務実施要領」を参照
- (練馬) 2.協定を締結していること。
3・上限額：修理代の範囲内（簡易な修理は職員で対応している）
条件：手押しポンプの設置代の範囲内（手押しポンプ工事費のみ練馬区負担）
- (武蔵野) 6. 維持管理補助金
- (東村山) 2. (条件) 人力により揚水が可能とするための装置に限る
3. (条件) 修繕費用の上限はないが、予算の状況による
6. 揚水装置の一部改造（電動ポンプから人力ポンプへの改造）についても制度上は費用負担の対象となっている。
手押しポンプの貸与については、ありにチェックをしているが、前述のとおり電動ポンプから人力ポンプへの改造を行った場合のみ、市から一部ポンプの貸与を行っている状況。
- (清瀬) 3. 全箇所ですべて 10 万円（30 年度）井戸の揚水装置等が故障した場合、その修理に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で助成する
- (武蔵村山) 1. 謝礼金 3,000 円/年
3. 武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱に基づく

【4-4】 井戸使用ルールの内容：

- (港) 近隣で災害や長期的な断水が生じた場合には、井戸所有者の建物用に井戸を使用するほかに区や近隣住民から申し出があったときには、井戸を提供する。災害時の井戸の使用については、所有者が設備・備品等の準備及び設置を行う。
- (荒川) ・ルールではないが、個人宅に設置されているものについては、近隣（町会内等）での周知にとどめ、詳細番地等の公表は行っていない。・防災広場や公園等に区が所有している防災井戸が設置されているので、原則そちらを使用するよう周知を図っている。
- (練馬) <学校防災井戸> 震災時、練馬区立の小・中学校 99 校が避難拠点になります。その際、各学校にある学校防災井戸の水を生活用水として使用します。
- (三鷹) 生活用水給水所として開設する場合、給水方法、給水時間及び給水期間等については、市と所有者が協議して決定する。
- (日野) 平常時は非公開とし、災害時は公表する旨の承諾を得たうえで、市内に公表する。
- (武蔵村山) 武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱に基づく

【4-5】 井戸使用ルールを制定していない理由：

- (千代田) 個人所有の災害時協力井戸は非公開だから。
- (中央) 個人の井戸については、把握をしていないため。
- (新宿) 私道上にあるもの、家の敷地内（門の中）にあるもの等、それぞれに設置事情が異なり、

一律のルールを策定することが難しい。

(文京) 使用規則 (ルール) は定めておりませんが所有者の方には災害時には速やかに災害用井戸としての地域住民が使用する旨をお伝えした上で、承諾をいただいております。

(台東) 状況により活用方法が異なるため。

(江東) 区以外の所有井戸について利用を考えていない。

(大田) 登録者には、近隣から見やすい場所に「災害時協力井戸の家」ステッカーを貼付するように要綱上定めている。また、規則等で定めてはいないが、年一回行う簡易水質検査において、基準値超過があった井戸は、その年度について、災害時の井戸水提供を控えていただくようお願いをしている。

(渋谷) 検討中のため。

(中野) 防災井戸は生活用水であり、飲料水は別途、給水計画がある。井戸水提供については、地域住民の生活用水としての使用に協力頂くもので、混乱が生じることは想定していない。

(杉並) 要綱では「井戸を常に良好な状態で使用できるように維持管理し、震災時には希望する区民に井戸水を提供するものとする」としている。区民に配布の対応は任せている。

(豊島) 井戸所有者の意識は高いと思いますが、周囲の住民が押し寄せるという危惧は持っていないと考えます。

(北) 平成24年度に井戸登録制度に関する要綱を改定し、用途の想定を生活用水または消火用水に限ったため。(要綱改定の背景としては、飲料水確保の手段が備蓄をはじめ豊富になっているため)

(板橋) 多くの人が井戸に押し寄せることを想定していない。

(練馬) 震災時にどれだけ多くの人が自宅の井戸に押し寄せるのかが分からない為。

(足立) 井戸の使用規則は制定していないが、井戸所有者の了承を得たうえで使用することになっている。

(葛飾) 井戸の提供はあくまでもボランティアであり、所有者が責任を負うものではなく、利用については所有者の指示に従うこととしているため。

(八王子) 具体的な利用方法については、これからの検討課題と考えているが、災害時は、市内全体の被害状況や避難所への避難状況により、井戸水を含めた水の供給(主に飲料水)、についての計画を立てることになっている。どの場所でどのように水を供給するかは、防災無線等で市民にお知らせすることとしており、まずは飲料水(応急給水)を基本としてお知らせすることになる。災害用井戸水の利用は、災害時にその井戸の所有者(協定先)へ水が出るかどうか、また水を配る体制はどうか確認を行い、対応ができるとなった場合に市民へ案内することとしている。また、災害用井戸については、飲料水ではなく、主に生活用水として案内するため、比較的、人が押し寄せることはないと考えている。

(立川) 飲用に適していない水質であることは、所有者から近隣住民に周知がなされており、殺到による混乱はないものと思われるため。

(昭島) 検討中であるため。

- (調布) 民間所有井戸は、所有者等が可能な限り、井戸水の提供を協力していただくもので、混乱等により提供が難しくなれば、協力していただく必要はないため。
- (町田) ルールの明文化はしていないが、防災講話等の中で給水可能な範囲での協力であることを周知している。
- (小金井) 懸念してはいるものの、検討段階で具体的な対策は講じることができていない。
- (小平) 井戸所有者のご厚意による制度であり、災害時とはいえ、個人の所有する者ですので、給水時には利用者としてのマナーある行動をホームページ上でお願いしており、利用者を規則で縛ることは考えておりません。
- (国分寺) 本市では、個人宅の指定をしておらず、神社やひろばを民間井戸として指定しているため、特段使用規則は制定していない。
- (国立) 災害時における井戸水の使用は、発災時に水脈が変化してしまうことも考えられるため、生活用水としての使用を想定している。飲料水としての提供で無いため、多くの人が井戸に押し寄せることは想定していない。
- (狛江) 趣旨をご理解の上、希望者のみにご登録いただいているため、特に規則等は定めていない。
- (東大和) 災害発生時において市民が使用することを認めるものとしており、使用規則までは制定していない。
- (東久留米) 特に理由はないが、地域の中で避難所運営のルールなどを話し合う連絡会づくりをおこなっており、災害井戸についても、その中で運用を話し合えればと考えています。
- (多摩) 井戸の使用は近所間の助け合いの範疇と考えており、特に必要と判断していないため。
- (稲城) 稲城市災害対策用井戸に関する要綱に基づき、水道施設が被害を受け、市民に対する給水が困難となった場合において、付近住民に応急給水を実施するための水源を確保する目的としております。ハザードマップや市ホームページへの掲載は実施していないことから、民間の井戸に住民が押し寄せることはないと考えております。
- (羽村) 災害時緊急使用指定井戸の使用にあたり、大地震等の災害時における緊急的な使用について井戸の所有(使用)者から事前に承諾を得ているが、この緊急使用の指定に強制力はなく、井戸の所有(使用)者の事情等に合わせて井戸水を提供して頂くことにしている。
- (あきる野) 井戸の使用等については、各地域に委ねている。
- (西東京) 井戸の状況等により対応が異なると思われるため。

【5-4】 井戸の情報公開をしない理由：

- (千代田) 避難所、公園、企業等の情報は公開している。ただし近隣住民に提供することを目的にしているため、個人所有者の情報は公開していない。
- (新宿) 所有者はほぼその所在地の居住者であり、個人情報保護の観点から公開していない。
- (渋谷) 個人宅の住所などの情報が含まれるため。(避難所設置の井戸については一部地域防災計画に記載あり。)
- (中野) 協定締結者の変動が多いことから、平常時の公開は考えていない。

- (豊島) 公開する必要がないと考えるからです。上記の質問を住民から、苦情の形で受けたことがあります。個人宅の詳細な住所は教えていません。地図参照してくださいとお伝えしています。
- (荒川) 協力井戸のうち、個人所有の井戸については、前記のとおり住所や所有者氏名の公開は行っていません。
- (板橋) 個人情報のため。
- (足立) 個人情報保護の観点から、井戸所有者の公開はしていません。
- (昭島) 検討中であるため。
- (調布) 井戸水の提供を受けるにあたり、所有者情報は必要なく、所在地を公開していれば、提供を受けるに支障はないと考えているため。
- (町田) 個人情報の保護のため。
- (東村山) 個人情報のため。
- (国分寺) 民間井戸の所有者を公開する必要がないため。
- (武蔵村山) 平常時においては看板の設置及びマップでの概ねの位置の公開にとどめている。
- (小平) 個人情報のため。
- (日野) 個人宅の敷地内にある場合が多く、井戸は個人の財産となるため、公開はしていません。
(個人情報等の保護のため。)
- (多摩) 市民が民間所有者の井戸を広く使用することを想定していないため
- (稲城) 災害対策用井戸の所有者の方で、個人情報となるため公開はしないで欲しいという要望があったため。
- (羽村) 災害時緊急使用指定井戸の指定にあたり、市と井戸の所有(使用)者との間で承諾書を取り交わしており、その書面の中で井戸の所在地等の周知について同意を得ているが、井戸所有者の情報については、個人情報であることに配慮し、改めて井戸所有者に確認を行ったうえで対応することとしている。

【6-2】マンホールトイレの洗浄水：

- (港) マンホールトイレを設置している場所により使用する洗浄水の種類が異なる。

【6-4】災害時の水の調達についての方針やご意見：

- (千代田) 避難所：飲料水としてひとり3日分の備蓄。生活用水としての井戸の活用。プールの水の有効活用。区内にある応急給水槽の利用。
- (中央) 災害により、水道の使用が不能又は困難になったときは、区長は直ちに都水道局に対し応急給水を要請する。また、大地震の発生時には広範囲にわたり給水が不能又は困難になる状況が想定されるため、都水道局の応急給水計画を補完する区独自の給水対策の整備に努める。
- (港) 災害時の水の調達については、区の備蓄倉庫でのペットボトルの保存とともに、東京都水道局と協力して災害時給水ステーションなど給水態勢の整備や事業所、家庭の皆さんに対し保存水の備蓄を啓発することで震災時の飲料水・生活水の確保に取り組んでいます。

- (新宿) 災害時協力井戸の発災時の具体的な使用ルールについては検討する必要があると感じている。
- (文京) 飲料用は上水道、生活用水は井戸などで区分け整備しています。文京区は非常用飲料水として、ビル管理法に指定されている受水槽を利用したシステムを構築しています。
- (墨田) 断水時の水供給優先順位は
【飲料水】1位 学校受水槽 2位 給水所・応急給水栓 3位 協定団体(民間受水槽) 4位 学校プール 5位 外部支援要請
【生活用水】1位 学校プール 2位 防災貯水槽 3位 協定団体(浴場組合・熱供給会社) 4位外部支援要請
- (品川) 区では円滑な応急給水活動に向けて、応急給水用資器材の整備等に努めるとともに、給水活動の遅れに備えて、区においてもペットボトル飲料水を備蓄している。(詳しくは品川区地域防災計画をご参照ください。)
- (目黒) 飲料水は、備蓄しているペットボトル・避難所に整備されている受水槽・区内の給水所から確保する。生活用水は、井戸水・プールの水などを活用する。
- (大田) 災害時の井戸水の提供については防災主管課だけでなく、各地域の地域防災による管理も必要であると考え。災害時に円滑に生活用水を確保するため、区内の特別出張所や、防災市民組織との情報共有を図っていく。
- (渋谷) 東京都と協力し、給水拠点等からの応急給水活動を行い、水の確保に努める。
- (中野) 区民、事業者は発災後3日間をめぐり平時から備蓄していた飲料水を使用する。
(自助) 区は、災害により平常時のライフラインが被害を受けた場合でも避難者の生命を守り、安心、安全を確保するため、水等を避難者に供給する。
具体的には、各施設の受水槽及び区内3か所の小規模応急給水塔(各100m³)並びに隣接区の給水拠点から取水して、原則として避難所にて給水を行う。
- (杉並) 避難所(公立学校)においては、塩素が切れるまでは受水槽の水を飲料水として活用し、備蓄しているペットボトル保存水、消火栓からスタンドパイプを用いて水を調達します。
- (豊島) 飲料水を含めた生活用水については、豊島区西池袋公園内に震災対策用の給水槽(都)があります。発災時断水地域を(豊島区の)25%と想定し、20か所に給水車を出します。給水車1台で、650名分に対し、一人3リットルの供給が可能です。
- (北) 北区では23区で唯一給水車を複数保有し、区内180の自主防災組織にスタンドパイプ及び給水栓を配備するなど、災害時の飲料水確保には力を注いでいます。民間の災害時協力井戸については、制度が開始したのが約30年前であり、近年では区への届出がないまま井戸が滅失していたり、所有者・管理者と所在不明となるなど課題がありますが、貴重な生活用水の確保手段として今後も制度維持していきたいと考えています。
- (荒川) ・飲料水については、備蓄及び東京都が設置する給水拠点等により調達する。また、各避難所においてはスタンドパイプや応急給水栓等を活用し調達する。・生活用水については、防災井戸をはじめ、永久水利施設(※4)等を活用して調達する。・消火用水につい

ては、消防水利のほか、荒川区で独自に設置している永久水利施設（河川水及び深井戸）を活用して調達する。

- (練馬) 震災時、飲料水として避難拠点（区立小中学校）にペットボトルの水を備蓄している他、応急給水槽、給水所からの給水、学校の受水槽の活用や、水道管の消火栓から直接水を給水できるスタンドパイプにより給水を行う。水質検査後に、防災井戸の深井戸の水を飲料水として使用したり、プールの水を、ろ過器を通すことにより、飲料水として使用する。
- (足立) 今年度、千住龍田町防災ひろば（足立区千住龍田町 9）内に、災害時の消火・生活用水として活用できる「災害用深井戸（震災時多機能型深層無限水利）」を区として初めて整備した。このようなハード面の対策と同時に、イベント等で各家庭での備蓄を啓発するなど、ソフト面の対策も行っていく。
- (江戸川) 避難所の飲料水は学校の受水槽から確保する。また飲料水については、東京都水道局設置の災害時給水ステーションでの給水活動、東京都水道局配布のスタンドパイプによる給水活動によって確保する。
- (八王子) 災害時の応急給水については、都の水道施設である市内 19 か所の応急給水拠点を利用する、避難所の給水栓を使用する、避難所等に給水タンクを設置し給水車などで水を運ぶなどの方法を考えている。また、これを補完するため井戸水の利用も考えている
- (立川) 飲料用として 825t（一人当たり 3 ℓ で 27 万人分）の備蓄。災害対策用井戸 3 か所（2 か所：飲料可、1 か所：飲料不適）の確保。生活用水として市内 30 か所の小・中学校のプールに 200t～300t、防火水槽 760 か所（各々 20t～数百 t）で水量を確保している。
- (府中) 避難所である各小中学校には受水槽が設置してある。また、各小中学校に応急給水栓の整備を水道局が行っているため、それらを活用し、水の調達や洗浄水として利用する。そのほか市内 4 ヶ所に水道局が管理をしている浄水場があり、各浄水場に府中市の給水タンクと自動給水分配装置を配置しており、それらの活用も行っていく。（現在 1 ヶ所改修工事のため 3 か所）
- (昭島) 水道対策班による応急給水の実施。また、避難所である市立小・中学校の受水槽施設を改良し、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽として整備し、避難所の応急給水を確保している。
- (町田) 各避難施設に、想定される避難者数の 3 日分のペットボトル飲料水を備蓄している。その他には、各避難施設の敷地内にある受水槽、応急給水栓及び避難施設に隣接する消火栓からの応急給水、ろ水機により濾過したプールの水の利用等を想定している。これらに加え、市内には浄水場、給水所、応急給水槽などの給水拠点が概ね 2 km の距離内に 1 か所配置されている。
- (小平) 災害時に断水した場合、応急給水活動として、避難所となる市立小・中学校に設置している飲料貯水槽の活用、東京都水道局の施設として整備されている小川浄水場、及び津田 2 号水源での給水活動等、及び避難所付近のあらかじめ指定した消火栓にスタンド

パイプを設置して開設する災害時給水ステーションを給水拠点として活用するとともに、それを補完するものとして、震災対策用井戸の活用も合わせて行い、より安定した応急給水活動を実施することとしております。

- (東村山) 都水道局の施設として整備されている東村山浄水場、八坂給水所、美住給水所や、東村山運動公園及び秋津小学校に設置されている応急給水槽を活用した給水活動等を実施する予定となっている。また、生活用水、防火用水として公共施設等に設置してある雨水貯留設備及び災害対策用井戸をとして活用する予定となっている。
- (国分寺) ・市内 2 か所の浄水所にて、応急給水を行う。・市内 17 か所の地区防災センター（避難所となる施設）においては、スタンドパイプを活用した消火栓からの給水及び応急給水栓からの給水を行う。・市内に 42 か所設置している防災備蓄倉庫にペットボトルの保存水を約 9 万リットル備蓄している。
- (国立) 浄水所の貯水量約 4,000m³の確保が見込まれている。また、中浄水所にウォーターパッカーが 1 台配備されており被災後市民に直接飲料水を配布することが可能となっている。また避難所における受水槽やプール等を活用して飲料生確保することが有効と考えている。
- (日野) 市内に 5 か所ある応急給水拠点を中心とし、各避難所に応急給水セットを配備している。また、災害が起きてから「水の確保」をするのではなく、日頃から備蓄やふる水の確保などの取り組みを行ってもらうよう、市民に周知をしている。
- (福生) 本市においては東京都が管理する 2 箇所の給水施設が存在しており、数値の上では想定規模の避難者が生活する上で十分な水を確保できるとしているが、給水施設からの搬送手段（給水車など）を保有していないことから、各避難所への給水手段の確保が喫緊の課題となっている。
- (狛江) 浄水所に設置される給水ステーション、避難所でのスタンドパイプを活用した給水栓の設置や井戸水の利用など、震災時に水を調達する手段を複数備えておくこととしている。
- (清瀬) 物資の確保が必要とされる約 10,000 人に対し、それぞれ 1 日に必要な水 3 リットルを確保している。また、応急給水拠点を利用した給水訓練や、自主防災組織に対する給水備品等に係る補助制度等を整備し、水源の調達についての体制を整えている。
- (東久留米) 飲料水については、応急給水拠点である 2 給水所での給水がメイン、井戸については主に生活用水としての活用がメインとなるものと考えている。
- (武蔵村山) 災害時の飲料水は、市内 3 か所の応急給水ステーション及び避難所等のペットボトル保存水で、1 人 1 日 3 ℓ 使用と仮定して全市民の 1 8 日分に相当する量を備蓄している。更に、各学校にスタンドパイプを利用した応急給水セットの備蓄が完了したことに加え、避難所までの水道管の耐震化に併せて東京都水道局と結んだ覚書により、学校敷地内への応急給水用の排水栓の配備も進んでいる。
- (多摩) 想定避難者の 1 日分をペットボトルで、それ以降は応急給水施設、応急給水栓、消火栓、給水車での応急給水で対応する予定。
- (稲城) 東京都水道局の指定給水拠点、消火栓等からの応急給水、応急給水栓を活用した応

急給水活動、ペットボトル（1.5ℓ）の備蓄、連続自動飲料水袋詰機によるパック詰飲料水、ろ水機によりプール水等の活用、災害時生活用水井戸及び民間所有の災害対策用井戸を活用して調達する計画としております。

（羽村） 当市における災害時の飲料水及び生活用水の調達については、羽村市地域防災計画により市内配水場、浄水場、水源、小中学校の受水槽及びプール水、災害時緊急使用指定井戸を給水拠点として想定している。また、東京都との応急給水の協定締結や、ろ過水の提供及び10t給水車の一時利用について市内事業所と協定を締結している。

（西東京） 生活用水確保の重要な手段として捕らえており、協定者増加に努めているが、現在は減少傾向にある。今後何らかの広報手段などを考案しなければならないかもしれない。

【その他】 メールによる補足：

（新宿） 以下、別添回答の補足をさせていただきます。調査の質問2・3の項目に、民間所有の井戸についての設問がありましたが、当区で回答した105基（個人91基・その他14基）は、個人もしくはマンション管理組合、寺社等が所有するもので、当区の「災害時協力井戸」の事業に該当するものです。質問3の助成制度についての回答も、この事業での対応を指しています。この他、給水装置設備や維持管理の費用負担等について、上記の井戸とは異なることから、下記の6基の井戸（民間事業者等と個別協定）については、質問2・3の回答数には含めておりません。

- ・学習院戸山キャンパス（戸山3-20-1）
- ・NTT東日本大久保ビル（大久保1-4-17）
- ・保健会館市ヶ谷ビル（市谷田町1-10）
- ・早稲田大学早稲田防災井戸（西早稲田1-6-1）
- ・早稲田大学戸山防災井戸（戸山1-24-1）
- ・早稲田大学大久保防災井戸（大久保3-4-1）

これらのいずれも、周辺住民等への生活用水の提供を目的とした協定です。個別の協定内容は、新宿区地域防災計画（別冊）p165～171に掲載しています。あわせてご参照ください。

（荒川） 井戸アンケート補足事項

- ※18か所のうち、7か所は防災井戸、1か所は永久水利（深井戸）
- ※245か所のうち、43か所は防災井戸、2か所は永久水利（深井戸）
- ※3 地域町会による訓練において実施（マンホールトイレの使用訓練等）
- ※4 永久水利とは、河川や地下水等の震災時にも枯渇することのない水源を確保する施設を整備し、その水源を消火用水として活用し、消防団・地域住民が中心となって消火・送水する仕組みを荒川区では「永久水利」と呼んでいます。（詳細については、別添パンフレットをご参照ください。）
- ・災害時協力井戸の指定に関する協定書

東京都荒川区（以下「甲」という。）と井戸所有者（以下「乙」という。）は、災害時協力井戸の指定に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大地震等の災害時における、被災者の生活用水等の確保を図るため、甲が乙所有の井戸を災害時協力井戸として指定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（指定要件）第2条 甲は、乙の承諾を得て、次の要件に適合する乙所有の井戸を災害時協力井戸として指定するものとする。

- (1) 荒川区内の井戸であること。
- (2) 乙は、その井戸の存在する敷地内、またはその近隣に居住していること。
- (3) 日常的に使用されている井戸であること。

（井戸の用途）第3条 平常時は、乙の専用の井戸とする。

- 2 大地震等の災害が発生した時は、乙は、甲または近隣住民組織の要請により、甲及び近隣住民組織にこれを使用させるものとする。

（表示板の掲示）第4条 甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

（維持管理）第5条 災害時協力井戸の日常的な維持管理は、乙が行う。

（有効期限）第6条 この協定の有効期限は、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の6ヵ月前までに甲、乙いずれからなんらかの申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の特別な理由がある場合は、甲または乙は、本協定を解除することができる。

- (1) 第2条の災害時協力井戸としての指定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 乙から、井戸の取り壊し等の申し出があったとき。

（協議）第7条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する

－ 以上 －

参考-1

応急給水（その3）非常災害用井戸（ - 区 - ）

（出典：『平成28年度 区市町村・防災事業の現況』東京都総務局・総合防災部）

	用途	区市保有		民間保有		(合計)		合計 井戸数	水質 検査	助成制度			表示 板
		手動	電動	手動	電動	手動	電動			定額	修繕	備品	
千代田	飲料用							33			○	○	○
	生活用	5	15	1	12	6	27						
中央区	飲料用							26	不定期				○
	生活用	23	2	1		24	2						
港	飲料用				14		14	28	○				○
	生活用		14				14						
新宿	飲料用							105	○		○	○	○
	生活用	1	3	101		102	3						
文京	飲料用							112			○		○
	生活用	15			97	15	97						
台東	飲料用		10		15		25	76	○	○			○
	生活用	36			15	36	15						
墨田	飲料用							34					○
	生活用	11	1		22	11	23						
江東	飲料用							4	不定期				○
	生活用	4				4							
品川	飲料用							43	隔年				○
	生活用	40	2		1	40	3						
目黒	飲料用							220	○		○		○
	生活用	45		175		220							
大田	飲料用							255	○				○
	生活用				255		255						
世田谷	飲料用							1,421	隔年		○		○
	生活用	14	6	535	866	549	872						
渋谷	飲料用							71	○				○
	生活用	11	5	5	50	16	55						
中野	飲料用		1		23		24	478	隔年		○	○	○
	生活用	3	61	390		393	61						
杉並	飲料用							456	○	○	○		○
	生活用	100	1	355		455	1						
豊島	飲料用							433	○				○
	生活用		21	412		412	21						
北	飲料用		13		4		17	158	○	○	○		○
	生活用			141		141							
荒川	飲料用							46			○		○
	生活用	40	1	5		45	1						
板橋	飲料用	3	10		4	3	14	69	隔年	○	○		○
	生活用			52		52							
練馬	飲料用		8		15		23	666	○	○	○	○	○
	生活用		103	540		540	103						
足立	飲料用							181	○				○
	生活用	6	3		172	6	175						
葛飾	飲料用							10	○				○
	生活用	4	6			4	6						
江戸川	飲料用							54					
	生活用	54				54							
(合計)	飲料用	3	42	0	75	3	117	4,979					
	生活用	412	244	2713	1490	3,125	1,734						

参考-2

応急給水（その3）非常災害用井戸（ - 市 - ）

（出典：『平成28年度 区市町村・防災事業の現況』東京都総務局・総合防災部）

	用途	区市保有		民間保有		(合計)		合計 井戸数	水質 検査	助成制度			表示 板
		手動	電動	手動	電動	手動	電動			定額	修繕	備品	
八王子	飲料用							27					
	生活用				27		27						
立川	飲料用		2	0	0		2	3	○				○
	生活用		1				1						
武蔵野	飲料用		23				23	56	○	○			○
	生活用				33		33						
三鷹	飲料用						0	58	○	○			○
	生活用		13	10	35	10	48						
青梅	飲料用							0					
	生活用												
府中	飲料用							1					○
	生活用		1				1						
昭島	飲料用		4				4	121	隔年				
	生活用	1	3	4	109	5	112						
調布	飲料用							29	○				
	生活用	29				29							
町田	飲料用							265	隔年				○
	生活用		8		257		265						
小金井	飲料用		5	2	29	2	34	36	○	○	○	○	○
	生活用												
小平	飲料用				84		84	84	○	○	○	○	○
	生活用												
日野	飲料用							25	○				
	生活用		1		24		25						
東村山	飲料用							76			○		○
	生活用			76		76							
国分寺	飲料用							17	○				○
	生活用	17				17							
国立	飲料用							28	○				○
	生活用		1		27		28						
福生	飲料用							0					
	生活用												
狛江	飲料用							84	隔年				○
	生活用	12	2	8	62	20	64						
東大和	飲料用							22	○				○
	生活用			8	14	8	14						
清瀬	飲料用			3	1	3	1	17	隔年		○		○
	生活用		3	9	1	9	4						
東久留米	飲料用		1		18		19	40	○	○	○	○	○
	生活用				21		21						
武蔵村山	飲料用							54	○	○	○		○
	生活用	1		53		54							
多摩	飲料用		5	26	25	26	30	56	○				○
	生活用												
稲城	飲料用		2		48		50	69	○				○
	生活用	17	2			17	2						
羽村	飲料用							126	○				○
	生活用				126		126						
あきる野	飲料用							42	○				○
	生活用				42		42						
西東京	飲料用							211	○	○			○
	生活用	14	2	4	191	18	193						
(合計)	飲料用	0	42	31	205	31	247	1,547					
	生活用	91	37	172	969	263	1,006						